

## 川口市立美術館ロゴ・シンボルマーク募集要項

### 1 趣旨・目的

川口市では、令和8年に向けて川口市立美術館の開館準備を進めています。川口市立美術館のコンセプト及びミッションに基づいた“川口市立美術館”の知名度及びブランド価値を向上させるとともに、その存在及び特徴を広く発信し、長く親しまれるロゴ・シンボルマークを公募します。

#### 川口市立美術館のコンセプト及びミッション

##### **【コンセプト】 市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む 全く新しい文化芸術の創造・発信拠点**

###### 「市民が集い交流する」

市民が集う新たな憩いの場として、誰もが気軽にアートに触れ、人と人をつなぎ、多様な価値観が共生共栄する美術館とします。

###### 「創造力や文化、歴史、産業を育む」

本市発展の礎を築いた先人から引き継いだ作品の展示を通じて、市域の文化や歴史、産業を学び再発見させる美術館とします。また、子どもたちが本物のアートに触れ、挑戦する精神や創造性を育む美術館とします。

###### 「全く新しい文化芸術の創造・発信拠点」

ジャンルにこだわらない展示を通じて感性を刺激し、未来を担う人材を育むなど、アートの力でこのまちの更なる発展に寄与する美術館とします。

##### **【ミッション】**

コンセプトを達成するため、大きく3つのミッションを掲げて、目標の達成に向けて努力します。

###### **継承 (Succession)**

市内の収集家が所蔵する貴重な美術作品や本市ゆかりの作品などを適切な管理のもとに収集、保存するとともに、それらの作品と本市の文化、歴史、産業との関係を調査研究し、展示することにより、ものづくりの伝統とチャレンジ精神を次世代に継承します。

###### **共生 (Symbiosis)**

障害の有無、経済状況、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人々を受け入れ、インクルーシブアートなどを活かし、誰もが気軽にアートに触れられるアクセシビリティに優れた施設運営に努め、共生社会の実現に向けて取り組みます。

###### **育成 (Cultivation)**

「観る」「学ぶ」「集い交流する」体験で本物に触れることをきっかけに、アートの視点を通して、豊かな創造力や思考力、コミュニケーション能力といった様々な力を培い、どのような事にもチャレンジし、多方面で力を発揮する未来を担う人材を育成します。

## 2 募集内容

川口市立美術館ロゴ・シンボルマーク

## 3 応募方法

電子申請フォーム (<https://logoform.jp/form/zRQD/807014>) から下記をご入力ください。

- ・申請者情報…氏名・住所・電話番号・メールアドレス等
- ・デザイン案…PDFにて提出(10MBまで)
- ・デザインコンセプト…150字以上300字以内の文章でご入力ください。
- ・その他、各項目の内容を確認し回答してください。



## 4 募集期間

募集要項公開 令和6年12月20日(金)

電子申請フォーム受付 令和7年1月6日(月)～31日(金)

- ・電子申請フォームは日付変更時に自動で受付を締め切ります。
- ・締切直前の送信エラーは対応いたしません。
- ・受付終了後はいかなる理由があっても受理できません。余裕をもってご申請ください。

## 5 制作条件

### (1) ロゴ・シンボルマークの定義



### (2) 規定

- ・シンボルマークの図案は必須とし、ロゴの図案の提案は任意とする。
- ・シンボルマーク、ロゴの組合せ・配置・書式・余白は提案に委ねる。
- ・使用する描画ソフトは自由とするが、PDFデータに変換し提出すること。
- ・ロゴを提案する際は「川口市立美術館」及び英語表記を必ず含める。
- ・英字の大文字・小文字表記は提案に委ねる。

(Kawaguchi Museum of Art、KAWAGUCHI MUSEUM OF ART など)

- ・視認性を考慮し、白黒での印刷にも対応したデザインとする。
- ・拡大及び縮小を行ってもイメージが損なわれないデザインとする。
- ・ロゴのフォントは既存フォントの使用・オリジナルどちらも可とする。
- ・既存フォントを使用する場合はフォント名を表記すること。
- ・生成AIの利用は禁止とする。

### (3) 注意事項

- ・ 申込みにあたり、その作品が既に公表されている作品と同一又は類似でないことの確認を応募者の責任において実施してください。応募作品が第三者の著作権・商標権等を侵害していることが明らかとなった場合、受賞後であっても賞を取り消すとともに、発生した損害を補填していただく場合があります。また、第三者から権利侵害等の訴訟が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で対応してください。
- ・ 川口市が受賞作品の公表をするまでの間は、応募作品を他者に公表しないでください。
- ・ 応募は 1 人何点でも可能です。作品ごとに申請フォームを入力してください。(同一コンセプト・デザインの複数応募は不可)
- ・ 個人でご応募ください。
- ・ 以下に該当するものは審査の対象外となります。
  - ① 募集要項の規定から逸脱したもの。
  - ② 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れのあるもの。
  - ③ 既に公表されているもの。
  - ④ 応募者を特定できる情報を含むもの。
  - ⑤ 政治的・商業的・宗教的なメッセージが含まれるもの。
  - ⑥ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。
  - ⑦ 公序良俗その他法令の規定に反するもの。

## 6 選定・基準

- ・ 制作条件を満たした全ての作品を、川口市立美術館運営審議会により選定し決定します。
- ・ 以下の評価項目について審査を行います。

表現力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 川口市立美術館の特徴やコンセプトを理解し、デザインに落とし込まれているか</li><li>・ 市立美術館にふさわしい品格を備えたデザインか</li><li>・ 実際の使用シーンを想定した実用性のあるデザインか</li><li>・ 一貫したブランドイメージの構築、展開の汎用性があるか</li><li>・ 時代や流行に左右されない永続性に配慮されているか</li><li>・ ユニバーサルデザインに配慮された視認性の高いデザインか</li></ul>
独創性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幅広い世代から長く愛されるデザインか</li><li>・ 川口市立美術館のブランドを発信できるオリジナリティを有し、かつ訴求力があるか</li></ul>

## 7 応募資格

- ・ 国内の個人（日本語でのやり取りができる方）
- ・ 年齢、経歴、プロ・アマ不問
  - ※未成年者・成年被後見人等が応募される場合、必ず法定代理人等の同意を得たうえで応募してください。同意のない応募は受付できないことがあります。
  - ※川口市暴力団排除条例第 2 条に掲げる暴力団員等は応募できません。

## 8 結果発表・賞

### (1) 選考結果の公表

- ・選考結果は受賞者あてに個別で通知するとともに、市ホームページにて公表します。公表情報は受賞者と協議のうえ決定します。

※受賞に関しては、市が公表するまで他者への口外を禁じます。

### (2) 賞

- ・最優秀賞 1名

賞金 20 万円、記念品（川口市マスコットきゅぼらんグッズ）を贈呈

※受賞作品は、想定される使用先の仕様を考慮し、受賞者と協議・合意の上、デザイン調整を図り、川口市立美術館ロゴ・シンボルマークに採用します。

※ロゴ・シンボルマークのマニュアル制作に協力いただきます。

※受賞者に支払う賞金は、源泉徴収を行います。

- ・優秀賞 2名

記念品（川口市マスコットきゅぼらんグッズ）を贈呈

## 9 権利について

- ・受賞作品に関する著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む一切の権利）、商標権、意匠権、知的財産権、所有権、その他一切の権利は無償で川口市に譲渡すること。
- ・受賞者は、川口市及びその指定する者に対して著作者人格権を行使しないこと。

## 10 その他

- ・受賞作品は、本市または本市が指定する者にて改変（書体の修正等）及び二次利用を行う可能性があります。
- ・今回の応募について川口市が応募者から取得した個人情報、川口市個人情報保護条例に基づき厳格に保護し、美術館ロゴ・シンボルマークにかかわる事項以外には一切使用いたしません。
- ・応募条件を満たしていない応募は審査の対象外になります。
- ・公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外になります。また、採用決定後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。
- ・受賞作品の作者が未成年者・成年被後見人等の場合、各種権利譲渡や委託料の授受等に関して法定代理人等の同意が必要です。

## 11 問い合わせ先

担 当：川口市市民生活部文化推進室

所 在 地：埼玉県川口市青木3-17-11（青木三丁目分室1階）

電話番号：048-258-1116（直通）